

Q24. 員外理事の代表理事就任は可能ですか。

事業協同組合において、員外の理事が代表理事になれますか。理事長、専務理事が共に員外である場合はどうですか。

【Answer】

員外理事は、組合事業に専念できる者を得るために設けられた制度であることから、代表理事になることは差し支えありません。しかしながら組合は組合員のための組織であることを考慮すると組合の長は組合員のうちから選任されることが好ましいです。

また、理事長、専務理事が共に員外理事であることは一般的には避けるべきであるが、特別の事情でそれが組合運営に却ってプラスとなるのであれば、一概には排除すべきことではないと考えます。